平成２３年（フ）第２９３号
新潟市中央区学校町通３番町558番地
債務者　村松　克行
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９６号
新潟市中央区本馬越１丁目13番35号　ハウスカメリア101号
債務者　片岡　　進
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
新潟市中央区本馬越１丁目13番35号　ハウスカメリア101号
債務者　片岡　美香
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１３号
長野県安曇野市明科七貴4665番地29
債務者　玉木賀代子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７１４号
神戸市北区長尾町上津3658番地の３
債務者　辻　　和良
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目27番地の３　リーフ園田302
債務者　宮本　仁志
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３９号
兵庫県西宮市本町12番22―305号、前住所兵庫県西宮市東町１丁目10番２―104号
債務者　山下　　晃（旧姓中）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３５号
京都府京都市南区上鳥羽南鉾立町27番地、旧住所愛媛県喜多郡内子町内子692番地　西栄マンション201号室
債務者　今岡　誠市
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第３６号
愛媛県宇和島市保田甲784番地
債務者　山崎　哲男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市保田甲784番地
債務者　山崎美惠子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２９６号
高知市加賀野井２丁目29番８号
債務者　浅岡　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２３号
宮崎市大塚町柳ケ迫3804番地　レピュート原田Ⅱ―206号
債務者　外山　　香
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道虻田郡倶知安町北４条東８丁目27番地２白樺団地２号棟104号室
債務者　黒川　良一
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道虻田郡倶知安町北４条東８丁目27番地２白樺団地２号棟104号室
債務者　黒川　キヨ
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第５７号
石川県小松市一針町ロ30番地３
債務者　嘉名ヲ美子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第６１号
石川県加賀市大聖寺敷地ト17番地１
債務者　岩崎　佳子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１９２号
兵庫県川西市美園町９番18号
債務者　竹屋　秋作
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部